

# ゼミ費用（講習会費用を含んだ金額です。すべて税抜）

	3月	※前期 諸費用	※4月	5~7月	※8月	9~11月	※後期 諸費用	※12月	1月・2月
小学4年生	7,000	15,000	12,000	7,000	12,000	7,000	—	12,000	7,000
小学5年生	13,000	15,000	18,000	13,000	20,000	13,000	10,000	18,000	13,000
小学6年生	13,000	15,000	18,000	13,000	22,000	13,000	15,000	18,000	13,000
中学1年生 (3科)	20,000	20,000	28,000	20,000	32,000	20,000	20,000	30,000	20,000
中学2年生 (3科)	20,000	20,000	28,000	20,000	32,000	20,000	20,000	30,000	20,000
中学3年生 (5科)	20,000	25,000	30,000	25,000	50,000	25,000	25,000	45,000	25,000

※4・12月のゼミ費用には、春期・冬期特別講習会の費用を含んでいます。

※8月ゼミ費用は夏期特別講習会費用です。

※一旦納入された費用につきましては、特段の事由のない限りご返金はいたしません。

## ■年間諸費用について■

- ・教材費・年間の模試費用代・光熱費等全てを含んでいます。
- ・年間諸費用のうち、前期諸費用は入塾時に、後期諸費用は9月に徴収いたします。  
(9月以降入塾の場合は前期諸費用のみ徴収いたします)

# 通塾規約

1. 通塾の際の安全管理につきましては、細心の注意をはらいますが、ご家庭においてもご指導をお願いいたします。なお、通塾途上での事故および駐輪場でのトラブルにつきましては、その責任は負いかねますのでご了承ください。
2. 生徒の安全管理上、気象警報発令時や災害発生に伴い通塾が困難とされる場合は、やむを得ず授業を中止する場合があります（※メールおよびブログ、SNSにてお知らせいたします）。その際は原則として振替授業は実施しません。
3. 塾には学習に不必要なものを持ちこまないようにしてください。また、特段の事由がない限り、寄り道や買い食いをしないよう、ご家庭での指導をお願いいたします。
4. メールシステムによる入退室確認の配信や、塾生から家庭への連絡は塾内の電話を使うように指導しているため、携帯電話については携帯電話使用許可申請書（※必要な方はお申し出ください）を提出し、記載内容が遵守出来る場合においてのみ持ち込みを認めております。
5. 教室には遅くとも授業開始5分前には入り、授業の準備をするよう心がけてください。また、入退室の際はきちんと挨拶をして、靴を揃えて入室してください。
6. 当塾では、宿題をきちんとされていることを前提に授業を進めております。また、宿題をしないと成績は伸びません。そのため、宿題に関しては厳しく指導しております。よほどの事情がない限りは必ず宿題をしてください。出来ない日が続くと、場合によっては通塾をご遠慮願う場合があります。
7. メールによる連絡などもありますので、必ず保護者の方の携帯電話のアドレスを当塾に知らせていただき、変更の際は速やかに当塾へメールにてお知らせください。なお、取得しましたメールアドレスにつきましては当塾との連絡以外に使用することはありません。
8. 春・夏・冬の特別講習会は、年間指導の一環として全員受講を原則といたします。
9. ゼミ費用につきましては口座振替による先払いとなります。当月8日までに当月ゼミ費用を納入してください。
10. パーソナル教室は生徒の希望制による受講となりますので、その利用時間数の差によってゼミ費用が変わることはありません。
11. 中学部では、指導曜日以外に「定期テスト対策講座」として、日曜・祝日に通塾していただく場合があります。ただし、あくまでも補習として実施いたしますので、その参加の有無によってゼミ費用が変わることはありません。
12. やむを得ず授業を欠席する場合や大幅な遅刻になる場合は、事前に保護者の方から電話またはメールにて連絡をお願いいたします。欠席による振替授業は原則実施しませんが、やむを得ない場合（忌引・ひどい高熱・インフルエンザなど）に関しては土曜日のパーソナル教室にて対応します。
13. 当塾の指導は家庭との連携を大切にしております。そのため、ご協力をお願いする場合がございます。
14. 以下の場合、通塾をご遠慮願うことがあります。
  - (1) 授業に対する姿勢が著しく不真面目で、数度の注意の後も改善されない場合
  - (2) 他の生徒に迷惑行為をおよぼし、数度の注意の後も改善されない場合（学校など塾外も含む）
  - (3) ピアスや染髪など小中学生として社会においてふさわしくない服装や態度をとっている場合
  - (4) 故意に教室内の器物を損壊した場合
  - (5) 2か月分にわたって学費の納入がなされない場合